

議案第29号

三朝町営国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町営国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年3月8日

三朝町長 吉田秀光

三朝町条例第 号

三朝町営国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営国民宿舎事業の設置等に関する条例(昭和41年三朝町条例第30号)の一部を次のように改正する。

次に表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)<u>第7条ただし書き及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第8条の2の規定に基づき、国民宿舎事業に管理者を置かないものとする。</u></p> <p>2 <u>法第14条の規定に基づき、国民宿舎事業の管理者の権限を行う町長の権限に属する事務を処理させるため、国民宿舎プランナーみささを置く。</u></p> <p>第3条 <u>削除</u></p> <p>(経営の基本)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)<u>第14条の規定に基づき、国民宿舎事業の管理者の権限に属する事務を処理するため、三朝町営国民宿舎プランナーみささを置く。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第3条 <u>国民宿舎事業の管理者は、三朝町営国民宿舎プランナーみささ館長とする。</u></p> <p>(経営の基本)</p> <p>第5条 略</p>

2 国民宿舎事業の用に供する施設は、次のとおりとする。

施設の名 称	所在地	収容定員
三朝町営 国民宿舎 ブラン ナールみ ささ	三朝町大字 三朝 388 番 地 1	宿 泊 175
		人 休 憩 566 人

2 国民宿舎事業の用に供する施設は、次のとおりとする。

施設の名 称	所在地	収容定員
三朝町営 国民宿舎 ブラン ナールみ ささ	三朝町大字 三朝 388 番 地 1	宿 泊 175
		人 休 憩 566 人

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(三朝町営国民宿舎ブランナールみささ館長の給与及び旅費に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 三朝町営国民宿舎ブランナールみささ館長の給与及び旅費に関する条例(平成 14 年三朝町条例第 22 号)

(2) 三朝町営国民宿舎ブランナールみささ館長の給与の特例に関する条例(平成 14 年三朝町条例第 23 号)